

## 意見書

平成 22 年 12 月 16 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 22 年 11 月 16 日付け情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「接続料規則等の一部を改正する省令案」(以下、「本省令改正案」という。)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

## 1. 今後の接続料算定の在り方

現在は PSTN から IP 網への移行期にあります。国民経済的な観点からは、二重設備を運用することに起因する余剰コストを接続料原価に算入させないことが重要な課題であると考えます。

このような環境変化に対して、欧州では既に移行期における接続料を低減化するための政策が講じられている状況(参考資料参照)にあります。一方、日本においては、接続事業者が連名にて総務大臣宛の要望書(平成 22 年 1 月 14 日提出)等を通じて接続料算定方式の抜本的見直しの必要性を主張してきたにも係らず、未だ接続料算定に係る抜本的な見直しはなされておらず、結果として、平成 22 年度の PSTN 接続料水準は前年比で約 15%増(GC 接続 3 分間当たり)の大幅値上げとなりました。現在の日本のデフレ環境下において、各種料金や費用が値下がりが続いている中で、このような事態を招いたことは社会的にも許容され難いことであると考えます。

さらに、平成 23 年度以降の接続料算定方式についても、本省令改正案のとおり、現行の算定方式の改良したモデル(以下、「改良モデル」という。)に留まっていることは、ユーザ料金の値上げや、消費者の選択肢の減少につながる恐れもあることから消費者利便を軽視した対応であり、問題であると考えます。

従って、総務省殿においては、前述の課題を解決するために、即時に IP 網をベースとした新たな長期増分費用モデルを構築し、改良モデル適用時に過去最高水準になると想定される平成 24 年度には、最低限適用を行うべきと考えます。

## 2. 本省令改正案で対応すべき点

### (1) 改良モデルの適用期間

前述したとおり、IP モデルの構築を速やかに行うべきであり、改良モデルの適用期間は平成 23 年度の 1 年間とすべきと考えます。具体的には、附則において適用期間変更に該当する箇所の記述を「平成二十五年三月三十一日」から「平成二十四年三月三十一日」に修正すべきと考えます。

### (2) PSTN 定常方式の導入

IP モデルを構築中の平成 23 年度においては、IP 網への移行期における二重設備保有による非効率性を排除するための暫定措置として、改良モデルの入力値に IP 電話のトラヒックを加える方式(以下、「PSTN 定常方式」という。)を採用すべきと考えます。例えば、附則に以下のとおり追記を行うことで、本省令改正において PSTN 定常方式の適用を可能とすべきと考えます。

事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能（新規則第四条の表一の項（基地局設備用端末回線伝送機能に限る。）、二の項（加入者交換機能のうち同表備考二のイ及びロの機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。）、四の項、五の項、六の項（光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項に限る。）に係る通信量等については、IP電話（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を使用するものに限る。）に移行したアナログ加入者電話回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した通信量等を用いなければならない。

### 3. 入力値議論の透明性確保に関して

PSTN 接続料算定における信頼性を真に確保するために、入力値に関する議論をオープン化するとともに、全ての情報を公開すべきと考えます。

今年度から入力値の採用結果に関する総務省殿からの事業者向け説明会が行われているものの、依然として長期増分費用モデル研究会での議論を含めた入力値に関する選定過程は公表されていません。また、採用された入力値についても、設備の調達単価等の一部の入力値は非開示の扱いであり、事業者側にて適正な値であるかの検証が不可能な状況にあります。仮に、これらの情報が機密情報に該当するため公開できないとしても、守秘義務契約を締結した上で全ての事業者が選定過程の議論に加わる等の方法で接続料算定の透明性を確保すべきと考えます。

以上

## 参考資料

欧州においては、EC(European Commission)及び BEREC(Body of European Regulators for Electronic Communications)が移行に伴う二重費用(あるいは利用率の低下による余剰費用)は、効率的費用ではなく、事業者のイノベーションの促進や消費者利便のためにも接続料原価に含めるべきではない旨の指針を示しています。これに伴い、各国規制当局は自らイニシアティブを取り、事業者の IP 網への移行に係る追加コストの回収に拘泥しない、仮想的な効率的事業者のコストに基づく算定方式を採用する方向にあります。

### <参考>

EC

「COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT accompanying the COMMISSION RECOMMENDATION on the Regulatory Treatment of Fixed and Mobile Termination Rates in the EU EXPLANATORY NOTE」(2009/5/7)P7・P32

[http://ec.europa.eu/information\\_society/policy/ecomm/doc/implementation\\_enforcement/eu\\_consultation\\_procedures/explanatory\\_note.pdf](http://ec.europa.eu/information_society/policy/ecomm/doc/implementation_enforcement/eu_consultation_procedures/explanatory_note.pdf)

BEREC

「ERG Common Statement on Regulatory Principles of IP-IC/NGN Core – A work program towards a Common Position」(2008/10/16)P84

[http://berec.europa.eu/doc/publications/erg\\_08\\_26\\_final\\_ngn\\_ip\\_ic\\_cs\\_081016.pdf](http://berec.europa.eu/doc/publications/erg_08_26_final_ngn_ip_ic_cs_081016.pdf)